

川崎市文化芸術振興会議規則

平成17年 9 月15日規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第9条第6項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 振興会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

- 2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。
- 5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。